

# 東北工業大学同窓会関東圏支部会則

(名称)

第1条 本会は、東北工業大学同窓会関東圏支部と称する。

(所在地)

第2条 本会の事務局を関東圏に置く。

(目的)

第3条 本会は東北工業大学同窓会の地区支部会として、会員相互の親睦及び東北工業大学の隆盛を図り、以って社会に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦を図るための事業
- (2) 大学の発展に寄与する事業
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、原則として関東圏在住の同窓生をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 1名
- (5) 幹事 4名以上
- (6) 会計監査役 2名以内

2 会計監査役は、他の役員を兼ねることができない。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 支部長は、本会を代表して会務を執行する。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し、必要に応じその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、本会の事務を総括する。
- (4) 事務局次長は、事務局長を補佐し、必要に応じその職務を代行する。
- (5) 幹事は、会務を分掌する。
- (6) 会計監査役は、本会の資産及び会計に関する監査を行う。

(役員を選出)

第8条 支部長および会計監査役は、総会で選出する。

2 副支部長、事務局長、事務局次長、および幹事は、支部長が委嘱する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 欠員を補填するために選任された役員任期は、前任者の任期と同一とする。

(会議の種類)

第10条 会議は総会と役員会とする。

(会議の招集・議決・議事録)

第11条 会議は、原則支部長が招集する。

2 議事は、出席者(委任状をもって出席とする)の過半数により決定し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

3 会議の議事録を作成し、速やかに東北工業大学同窓会へ報告する。

(総会)

第12条 総会は定時総会と臨時総会とする。

2 定時総会は、毎会計年度終了後、3か月以内に開催する。

3 定時総会は、開催日より1か月前までに周知する。

4 臨時総会は支部長または役員会が必要と認めた場合随時開催する。

5 総会の議長は、支部長、支部長の指名した者、または総会で選出する。

6 総会では次の事項を審議する。

(1) 事業計画と予算に関する事項

(2) 事業報告と決算に関する事項

(3) 役員選任に関する事項

(4) 会則の改廃に関する事項

(5) 支部長または役員会で必要と認めた事項

(6) その他重要な事項

(役員会)

第13条 役員会は必要に応じ開催する。

2 役員会の議長は、原則支部長が行う。

3 役員会は、次の業務を実行または審議する。

(1) 総会の決定に基づいた業務の実行

(2) 第4条に規定する事業の企画、推進

(3) 総会の審議事項の事前検討

(4) 会員及び役員名簿の作成

(5) その他必要な審議、業務の実行

(経費)

第14条 本会の経費は、東北工業大学同窓会からの補助金及びその他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

附 則

本会則は、令和5年11月26日から施行する。